

第一片

### 領 収 済 通 知 書

国庫金
船員保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名

納付目的年月 年 月 分	納付期限 年 月 日	納入告知書(納付書)発行年月日 年 月 日	船種 船番 コード	船務課所 コード	①	②	③	④	⑤	⑥

船船所有者整理記号	告知番号	うち証券受領	証券受領	健康 勘 定 船 員 保 険 料
			全部 一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所	納付目的 船員保険料
あて先 歳入徴収官	年度
(所在地)	厚生労働省所管 年金特別会計

(住所)	上記の合計額を領収しました。
(氏名)	(領収日付等)
殿	(厚生労働省年金局送付分)

担当課	翌年度5月1日以降現年度歳入組入
-----	------------------

第二片

### 告 領 収 控

国庫金
船員保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名

納付目的年月 年 月 分	納付期限 年 月 日	納入告知書(納付書)発行年月日 年 月 日	船種 船番 コード	船務課所 コード	①	②	③	④	⑤	⑥

船船所有者整理記号	告知番号	うち証券受領	証券受領	健康 勘 定 船 員 保 険 料
			全部 一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所	納付目的 船員保険料
延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (船員保険法第133条、同法附則第10条) 滞りの充分の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。	年度
殿	厚生労働省所管 年金特別会計

上記の合計額を領収しました。	(領収日付等)
(収納機関用)	

翌年度5月1日以降現年度歳入組入
------------------

第三片

### 納 入 告 知 書 納 付 書 ・ 領 収 証 書

国庫金
船員保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名

納付目的年月 年 月 分	納付期限 年 月 日	納入告知書(納付書)発行年月日 年 月 日	船種 船番 コード	船務課所 コード	①	②	③	④	⑤	⑥

船船所有者整理記号	告知番号	うち証券受領	証券受領	健康 勘 定 船 員 保 険 料
			全部 一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所	納付目的 船員保険料
延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (船員保険法第133条、同法附則第10条) 滞りの充分の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。	年度
歳入徴収官	厚生労働省所管 年金特別会計

上記の合計額を領収しました。	(領収日付等)
(納付者渡し)	

翌年度5月1日以降現年度歳入組入
------------------

備考

別紙第4号の4書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号の4書式の備考3中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「保険料額」と読み替えるものとする。